

一般社団法人新潟県建築士事務所協会登録等事務規程

(趣旨)

第1条 この登録等事務規程（以下「規程」という。）は、一般社団法人新潟県建築士事務所協会（以下「協会」という。）が、建築士法（昭和25年法律第202号、以下「法」という。）第26条の3に定める指定事務所登録機関として行う建築士事務所の登録の実施に関する事務、登録簿及び第23条の9第三号に掲げる書類を一般の閲覧に供する事務（以下「事務所登録等事務」という。）の実施について、第26条の3第3項で準用する第10条の9の規定及び建築士法に基づく中央指定機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37条）第16条に基づき必要な事項を定める。

(事務所登録等事務の基本方針)

第2条 事務所登録等事務は、建築士法関係規定によるほか、この規程により、公正かつ適正に実施するものとする。

(事務所登録等事務を行う時間及び休日)

第3条 事務所登録等事務を行う時間は、休日を除き、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日まで
- 四 盆休み（8月14日から16日までの日）
- 五 その他別に定める日

(事務所登録等事務を行う事務所の所在地及び区域)

第4条 事務所登録等事務を行う事務所の所在地は、新潟県新潟市中央区白山浦一丁目614番地とし、その事務を行う区域は、新潟県全域とする。

(事務所登録等事務の業務内容)

第5条 実施する事務所登録等事務は、次の業務とする。

- 一 法に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の次の登録事務（以下「事務所登録事務」という。）
 - イ 新規登録
 - ロ 更新登録
 - ハ 変更届及び廃業等届の登録並びに登録の抹消
 - ニ 取消し、戒告、閉鎖の処分及びこれらを受けた年月日の登録
- 二 登録簿及び法第23条の9第三号に掲げる次の書類を一般の閲覧に供する事務（以下「登録簿等の閲覧事務」という。）
 - イ 一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿及び木造建築士事務所登録簿
 - ロ その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの

(事務所登録等事務の実施方法)

第6条 事務所登録等事務は、この規程の定めにより実施する。この規程はあらかじめ新潟県知事の認可を受けるものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 前条に掲げる事務所登録等事務の全部又は一部を休止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ新潟県知事の許可を受けるものとする。
- 3 事務所登録等事務は、一般財団法人建築行政情報センターの「建築行政共用データベースシステム」を活用して実施する。

(事務所登録等事務の実施体制)

第7条 事務所登録等事務の運営、責任、権限及びこれらの実施体制については別に定める。

- 2 事務所登録等事務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

(事務所登録事務の実施)

第8条 第5条第一号に定める事務所登録事務は、別に定める一般社団法人新潟県建築士事務所協会登録事務取扱要領に従い実施する。

(事務所登録事務の処理期間)

第9条 前条に定める事務所登録事務の処理期間は、事務所登録事務の内容に応じた標準的な期間を定め、開示する。

(登録簿等の閲覧事務)

第10条 第5条第二号に定める登録簿等の閲覧事務は、次により行う。

- 一 登録簿等の閲覧は、閲覧をしようとする者から登録簿閲覧申請書を提出させる。
- 二 登録簿等の閲覧は、第3条第1項に定める時間内に、第4条に定める事務所の指定する場所で行わせ、それ以外の場所への持ち出し、又は汚損等をさせてはならない。
- 三 閲覧する者が、次のいずれかに該当するときは、閲覧を中止させ、又は禁止するものとする。
 - イ この規程に反し、又は指示に従わない者
 - ロ 登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがある者
 - ハ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

(手数料の額及び納入方法等)

第11条 第5条第一号及び第二号に係る手数料の額は、新潟県建築士法の特例等に関する条例に定めるところによる。

- 2 第1項及び第2項に係る手数料は、現金又は銀行振込等により納入させるものとする。ただし、払込みに要する費用は、登録申請者等の負担とする。

(報告等)

第12条 事務所登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するために、別に定める様式による事務所登録等事務報告書を定期的に新潟県知事へ提出する。

2 事務所登録等事務の適正な実施のために必要な事項は、新潟県知事に照会することができる。

(帳簿の備付け等)

第13条 国土交通省令の定めるところにより、事務所登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存する。

(秘密の保持義務等)

第14条 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事務所登録等事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 事務所登録等事務を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(申請書類及び登録簿等の保管及び保存)

第16条 事務所登録等事務に係わる申請書類及び登録簿等は、施錠できるロッカー等に適正に保管及び保存するものとする。

2 前項に掲げる申請書類等の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|----|
| 一 申請書類 | 5年 |
| 二 登録簿 | 永年 |
| 三 帳簿 | 永年 |
| 四 その他の書類 | 5年 |

3 第1項の保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することのできない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて直ちに表示することができるようにして行うことができる。

(規程変更等)

第17条 この規程を変更する場合は、本会理事会の議を経て、新潟県知事に変更の申請をする。

附 則

この規程は、新潟県知事の認可を受けた日（平成21年4月1日）より施行する。

附 則

この規程は、この法人が新潟県知事の認可を受けた日以降の一般社団法人の登記の日から施行する。